

自治基本条例検証に必要な調査事項・資料

目次	前文	
第1章 総則（第1条－第3条）	第8章 情報共有（第21条－第25条）	
第2章 基本理念（第4条）	第9章 住民投票（第26条）	
第3章 基本原則（第5条－第7条）	第10章 総合計画（第27条）	
第4章 市民（第8条・第9条）	第11章 危機管理（第28条）	
第5章 議会（第10条－第12条）	第12章 他の機関との連携（第29条）	
第6章 執行機関（第13条－第15条）	第13章 推進及び見直し（第30条・第31条）	
第7章 市民参画及び協働（第16条－第20条）	附則	

資料 3

条文	①前回 運用状況の検証	②前回 社会情勢に合わせて の見直しに関する検 討	前回の検証結果	①今回 運用状況の検証にあたり 確認したい事項	②今回 社会情勢に合わせての見直しに關 する検討にあたり確認したい事項
前文 阪南市は、緑豊かな和泉山脈と波静かな茅渟（ちぬ）の海に囲まれ、温暖な気候風土という自然環境にも恵まれ、熊野古道へと続くいにしえの歴史街道や秋のやぐら祭り等に見られる歴史的遺産や文化的資産も数多く継承されています。私たち阪南市民は、これまで先人が築き上げてきた歴史、培ってきた文化、多様な産業と豊かな自然を受け継ぎながら自らの知識や経験・創造性を活かし、すべての人が思いやりを持ち、人と人とのつながりをひろげ、次世代を担う子どもたちをはぐくみ、平和で明るく豊かな安心・安全のまちづくりを推進し、将来にわたって持続可能な社会を次の世代へ引き継ぐ責任があります。一方、地方分権が進むこれから時代は、地方自治が大きく変化し、まちづくりをこれまでの行政主導から市民主導へと大きく転換しなければなりません。私たちは、今日までの市民参画を更に発展させ、自治の主役である市民によるまちづくりがより一層推進できる仕組みを構築する必要があり、これまで以上に市民、議会及び執行機関が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。そのため、市民一人ひとりの人権が尊重され、生活するすべての市民が、このまちで永く学び働き住んで良かったと思えるよう、市民同士が交流を深め、補完し合い、市民相互の協働並びに市民、議会及び執行機関との協働を基本とし、適切に役割と責任を明らかにしたうえで分担し合い、自己決定及び自己責任による個性豊かな持続性のある地方自治を推進しなければなりません。よってここに、よりよい阪南市をつくるための最高規範として、阪南市自治基本条例を制定します。	なし	なし	自治基本条例をつくるにあたっての背景や基本的考え方を述べているものであるため、運用状況検証の対象外。		
第1条 （目的） この条例は、阪南市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会の役割及び責務、執行機関の責務並びに市政の運営及び地域の活動に関する基本的事項を定めることにより、自治を確立することを目的とする。	なし	なし	・自治基本条例の目的を規定している条項であるため、運用状況検証の対象外		
第2条 （最高規範性） この条例は、自治に関して市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、誠実にこれを遵守し、他の条例、規則等の制定、改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならぬ。	「条例等の自治基本条例との整合性について」調査結果	なし	【修正なし】 ・他の条例等の制定、改廃、解釈及び運用について、自治基本条例との整合性を今まで以上に図ること。 ・職員においても、自治基本条例の趣旨を尊重し、他条例と整合を図ること		

条文	①前回 運用状況の検証	②前回 社会情勢に合わせて の見直しに関する検 討	前回の検証結果	①今回 運用状況の検証にあたり 確認したい事項	②今回 社会情勢に合わせての見直しに關 する検討にあたり確認したい事項
第3条 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。 (2) 市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。 (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4) 参画 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任を持つて自主的かつ自発的に参加し、意思形成にかかわることをいう。 (5) 協働 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために、協力し行動することをいう。	なし	なし	自治基本条例における用語の定義を規定している条項であるため、運用状況検証の対象外		
第4条 (基本理念) 未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために、主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。	なし	なし	自治基本条例の基本理念を規定している条項であるため、運用状況検証の対象外		
第5条 (参画及び協働の原則) 市政の運営及び地域の活動に取り組むに当たっては、市民の参画する機会が保障されるとともに、市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。	なし	なし	【修正なし】 ・運用については、第7章（第16条、第17条、第18条、第19条）で検証		
第6条 (情報共有の原則) 市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。	なし	なし	【修正なし】 ・運用については、第8章（第20条、第21条、第22条）で検証		
第7条 (財政自治の原則) 市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。	・過去の決算資料 ・財政シミュレーション ・行政経営計画	なし	【修正なし】 ・財政状況の公表は工夫がみられるため継続を。 ・出前講座などを活用し市民への説明機会の確保に努めること。 ・職員も財政自治の原則を遵守するためには、職員間の周知や研修等に努めること。 ・財源を適正、効果的に活用するために、長期的な視野に立ち、計画的な財政運営に努めること。		
第8条 (市民の権利) 市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し、及び協働する権利を有する。 2 市民は、保護すべき情報を除き、市が保有する情報を知る権利を有する。 3 市民は、市が提供するサービスを受けることができる。	なし	なし	市民の権利を規定している条項であるため、運用状況検証の対象外		
第9条 (市民の責務) 市民は、互いに多様な価値観を認め合い、市政に関する認識を深め、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に参画し、及び協働し、市政の運営及び地域の活動に取り組むよう努めなければならない。 2 市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報を共有するよう努めるものとする。 3 市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分担しなければならない。	なし	なし	市民が取り組むべき責務を規定している条項であるため、運用状況検証の対象外		

条文	①前回 運用状況の検証	②前回 社会情勢に合わせて の見直しに関する検 討	前回の検証結果	①今回 運用状況の検証にあたり 確認したい事項	②今回 社会情勢に合わせての見直しに關 する検討にあたり確認したい事項
第10条 (議会の役割) 議会は、法令で定めるところにより、住民の直接選挙によって選出された議員で構成され、住民の声を市政に反映する市の意思決定機関である。 2 議会は、市政の運営を監視する役割を担う。	なし	なし	議会の役割を定義している条項であるため、運用状況検証の対象外		
第11条 (議会の責務) 議会は、意思決定機関であることの責任を常に認識し、公平な判断及び長期的展望をもって意思決定に臨むものとする。 2 議会は、開かれた議会運営のために、その保有する情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努めなければならない。 3 議会は、議決に当たっての意思決定の過程を市民に明らかにするものとする。	・議員が市民向けに発行している情報誌 ・ウェブサイト記事等 ・議会だより	なし	【修正なし】 ・わかりやすい議会だよりの作成、発行に努めること。 ・議会の審議内容や結果情報について、タイムリーに入手できるよう、市民との情報共有を工夫すること。 ・すべての世代が情報を受けられるよう、様々な情報提供の方法を取り入れるよう努めること。		
第12条 (議員の責務) 議員は、前2条に規定する議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 議員は、多様な住民の意思及び地域の課題を、市政に反映させるよう努めなければならない。	なし	なし	【修正なし】 ・開かれた議会運営のため、前条の取組等を進めるとともに、各議員は議会の役割及び責務を十分に認識し、職務を遂行し説明責任に努めること。		
第13条 (市長の責務) 市長は、住民の直接選挙によって信託されたものであって、市の代表者として市を統轄するとともに、市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市長は、他の執行機関と協力し、市政を簡素かつ効率的に運営しなければならない。 3 市長は、前項の目的のため、職員の能力向上に努めるとともに、職員を適正に配置しなければならない。 4 市長は、その保有する情報を市民と共有するように努めなければならない。 5 市長は、市民が参画する機会の拡充に努め、その成果を尊重しなければならない。	・「市政運営方針」要旨 ・「新総合計画各分野ごとの主要事業一覧」(広報はんなん) ・「事務事業評価調査書」 ・「議会常任委員会資料」 ・「人材育成基本方針」 ・「職員研修計画」 ・「阪南市クレド」 ・「機構図」	なし	【修正なし】 ・総合計画の策定、改訂や新しい制度の構築にあつては、市民ニーズに対応した効果的な制度とするため、出前講座やワークショップを継続的に実施すること。 ・住民意識調査の結果等は、市民に市政への関心をもつもらうため、積極的に公表し、情報共有を行うとともに、市民の関心を高めるための段階的な取組に努めること。 ・事業や計画を企画、実施する場合、構想段階や策定過程でできる限り速やかに市民に情報提供するよう努めること。 ・みらい市長懇談会は、市民が関心を持つよう発信方法の工夫に努めること。		
第14条 (市長を除く執行機関の責務) 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政の運営に努めるものとする。	・13条と同じ資料	なし	【修正なし】		

条文	①前回 運用状況の検証	②前回 社会情勢に合わせて の見直しに関する検 討	前回の検証結果	①今回 運用状況の検証にあたり 確認したい事項	②今回 社会情勢に合わせての見直しに關 する検討にあたり確認したい事項
第15条 (職員の責務) 職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めるとともに、創意工夫して効率的に職務を遂行しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成23年度お客様アケート」結果集計表 ・「事務事業評価調査」(抜粋) ・「平成23年度職員研修実施報告」 ・「職員研修計画」 	なし	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の行政機関とスムーズに連携を図れるよう、情報共有に努めること。 ・当該事務の主担当者が不在の際にも適切な対応ができる体制づくりに努めるこ。 ・府内において、他課との情報共有やコミュニケーションを図り、適切な対応ができる体制づくりに努めること。 ・参画及び協働のまちづくりを進めるため、地域団体と連携や情報共有に努めること。 ・職員の研修計画の策定に際し、市民団体が主催する研修を加えるなど、地域に出かけて、市民とともに学ぶ機会を設けるように努めること。 ・職務遂行にあたって、市民の意見を積極的に「きく」工夫をするとともに、意見の内容を業務に反映させ、継続的な改善に努めること。 		
第16条 (市民活動団体) 市民は、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共に通する目的の実現に取り組む団体（以下この条において「市民活動団体」という。）を自主的に組織することができる。 2 市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。 3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。 4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。 5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。	なし	なし	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して、阪南市のまちづくりへ関心を持つてもらえるようにしてください。 ・市民活動を始めたいと思っている方に、活動に参加してもらえるよう、様々な情報を発信するとともに、活動の機会を設けるよう努めること。 ・市民活動団体の活動を推進するため、地域の活動拠点となる場づくりに努めること。 ・活動拠点となり得る空き家、住民センターの活用方法などについて、検討すること。 		
第17条 (計画策定等における市民参画) 執行機関は、次に掲げる事項を実施するときは、あらかじめその事項を公表し、市民の参画の手続を実施しなければならない。 (1) 基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想をいう。第26条において同じ。）及びこれの実現のための基本計画の策定 (2) 市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃 2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の手続を実施しないことができる。 (1) 関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。 (2) 軽微な改変にとどまり、実質的な改変を伴わないとき。 (3) 補助機関の服務等に関するとき、又は機構の改変に関するとき。 (4) 緊急に実施しなければならないとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・「運用状況府内調査」結果 ・市民参画手続条例 	なし	【修正なし】		

条文	①前回 運用状況の検証	②前回 社会情勢に合わせて の見直しに関する検 討	前回の検証結果	①今回 運用状況の検証にあたり 確認したい事項	②今回 社会情勢に合わせての見直しに關 する検討にあたり確認したい事項
第18条 （市民参画の手続） 前条の手続は、同条第1項に掲げる事項の内容に応じ、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。 (1) 附属機関等への委員公募 (2) パブリックコメント (3) 公聴会の開催 (4) 前3号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの 2 執行機関は、前項各号に掲げる方法の実施に当たっては、公平性及び中立性の保持に配慮しなければならない。 3 第1項各号に掲げる方法の実施について必要な事項は、別に定める。	・第17条と同様	なし	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画を推進するにあたり、市民公募やパブリックコメントなどを実施するときは、多くの市民に周知できるように、ホームページや広報誌だけでなく、地域に出向き説明会をするなど、周知方法の工夫に努めること。 ・計画だけを掲載するのではなく、わかりやすくするなど工夫をしてください。 ・市民がまちづくりに関心が持てるよう市民講座やワークショップの機会の確保に努めること。 ・これから阪南市を担う世代にも関心を持つもらえるよう、学校等でまちづくりについて学ぶ機会の確保に努めること。 		
第19条 （市民参画の推進） 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、前2条に定めるものほか、制度の整備を図るものとする。	なし	なし	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政情報を発信する際は、発信だけにとどまらず市民と情報共有されているかなど確認できる制度の整備に努めること。 ・SNSなど新しい手段を活用し、若い世代もまちづくりに関心をもってもらい、市民参画がすすむよう努めること。 		
第20条 （協働の推進） 議会及び執行機関は、市民と協働してまちづくりを進めるために、協働のまちづくりに対する理解と関心を深めるための啓発及び情報提供等の必要な支援に努めるものとする。 2 市長は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わることができる場及び機会を設けるものとする。			【条文追加】		
第21条 （情報の収集及び活用） 議会及び執行機関は、市政の運営に必要な情報を収集し、有効に活用しなければならない。 2 議会及び執行機関は、市民が容易に情報を得られるよう、適切な仕組みを整備しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施状況 ・議会の取組み状況を示す資料 ・執行機関の取組み状況を示す資料 	なし	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報は、引続き写真やイメージ図を最大限に活用し、市民の目にとまる広報づくりに取り組むこと。 ・外国人の目にもとまるように、広報の配架場所も工夫すること。 ・情報発信に役立てるため、住民意識調査を活用し、情報発信の方法等を検討すること。 ・ウェブサイトを見ることができない市民配慮した情報提供について引き続き努めること。 		

条文	①前回 運用状況の検証	②前回 社会情勢に合わせて の見直しに関する検 討	前回の検証結果	①今回 運用状況の検証にあたり 確認したい事項	②今回 社会情勢に合わせての見直しに關 する検討にあたり確認したい事項
第22条 (情報公開等) 議会及び執行機関は、市民の参画及び協働の実効性を確保するため、その保有する情報を、保護すべき情報を除き、速やかにかつ積極的に公開しなければならない。 2 議会及び執行機関は、附属機関等の会議及び会議録を、保護すべき情報を除き、公開しなければならない。 3 市民は、地域の課題を解決するため、互いにその保有する情報の共有に努めるものとする。 4 執行機関は、前項の共有のため、必要に応じて支援しなければならない。 5 第1項及び第2項に規定する公開の手続について必要な事項は、別に条例で定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関等の会議及び会議録の公開状況 ・情報公開制度の運用状況を示す資料 ・特定非営利活動法人の認証状況 ・市民活動センター夢プラザ利用案内 ・夢プラザだより ・阪南市地域交流館利用案内 ・市民参画手続条例 ・情報公開条例 	なし	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の取組みについて、市民が関心を持つよう情報提供の方法を検討し、スピーディな情報発信に努めること。 ・地域課題を解決するため、自治会連合会や市民活動センター等と連携し、積極的な情報提供・公開に努め、市民と情報共有に努めること。 ・情報を公開する場合は、市のホームページに掲載するだけでなく、フェイスブックなど多様な手段で公開するよう努めてください。 ・市民においても、自ら広報等で情報を得るように積極的に努めるとともに、得た情報を身近な方と共有するよう努めてください。 		
第23条 (個人情報の保護) 議会及び執行機関は、その保有する個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を行うために必要な措置を講じなければならない。 2 議会及び執行機関は、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する市民の権利を明らかにしなければならない。 3 前2項に規定する措置及び権利について必要な事項は、別に条例で定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護条例 ・情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 	なし	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き個人情報を適正に管理するとともに、保護に努めること。 		
第24条 (説明責任) 執行機関は、市政の運営に関する重要な事項の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について、市民に情報の提供を行うとともに、わかりやすく説明しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施状況 ・H24行政経営計画 ・H23事務事業評価調書 	なし	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政運営に関する重要事項の立案について、市民にとってわかりやすい内容となるよう資料を作成するとともに、検証過程や取組経過について積極的に提供し説明責任を果たすよう努めること。 		
第25条 (意見、要望等への応答) 議会及び執行機関は、市民から市政一般に関する意見、要望等を受けたときは、迅速かつ誠実に応答するとともに、市政に反映させる必要に応じ、適切な措置を講じなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の請願、陳情の取組み状況を示す資料 ・執行機関の市民の声(陳情、要望等含む)の取組み状況を示す資料 	なし	<p>【修正なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民から市政一般に関する意見、要望等を受けたとき、迅速に適切な担当部署へつなぐなど、丁寧に対応し納得のいく説明に努めること。 ・府内のつながりを十分に活かすよう努めること。 ・広く意見、要望を受けた時は、真摯に受け止め、誠実に応答するとともに有用な意見については市政への反映に努めること。 ・市民から市政一般に関する意見、要望等を引き出すことができるよう努めること。 		

条文	①前回 運用状況の検証	②前回 社会情勢に合わせて の見直しに関する検 討	前回の検証結果	①今回 運用状況の検証にあたり 確認したい事項	②今回 社会情勢に合わせての見直しに關 する検討にあたり確認したい事項
第26条 (住民投票) 住民は、市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、広く住民の意思を確認する目的のため、住民投票の実施を市長に請求することができる。 2 議会及び市長は、前項の目的のため、自ら住民投票の実施を発議することができる。 3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。この場合において、投票資格者を定めるに当たっては、十分に検討を行うものとする。 4 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を最大限尊重するものとする。	・他市の住民投票条例	なし	<p>【修正なし】（新たな取組みを検討する） ・住民投票の実施について、別に条例で定めることと明記されていますが、現在に至るまで制定されていません。 今後、自治基本条例の趣旨に基づき、制度を検討する時は、市の情勢、他市の状況などを勘案して慎重に検討すること。</p>		
第27条 (総合計画) 市は、第4条の基本理念にのっとり、議会の議決を経て、基本構想を定め、これに即して市政の運営を行わなければならない。 2 市長は、基本構想の実現のための基本計画を定め、これに基づく事業の効果及び達成度を評価し、これを公表しなければならない。 3 市長は、前項の評価に基づき、必要に応じて事業を見直さなければならぬ。	・阪南市総合計画後期基本計画策定主要経過 ・阪南市総合計画後期基本計画（案）	なし	<p>【修正なし】 ・総合計画に基づく事業の効果や結果、策定経過などについて、市民に関心を持つてもらえるよう、できる限り公表に努めること。</p>		
第28条 (危機管理) 市民は、自ら災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては、自らの安全確保を図り、地域において互いに協力し、助け合うよう努力するものとする。 2 市は、市民の生命、身体及び財産を守るために、市民の防災意識の向上に努めるとともに、市民及び関係機関との連携により総合的かつ機動的な危機管理体制の構築に努めなければならない。	・災害時の防災協定一覧等		<p>【条文追加】 ・市が、市民の安全・安心な暮らしを守るために、市民及び関係機関（警察、消防、病院）と連携、協力して危機管理体制を構築するとともに、民間企業との連携、協力にも努めること。</p>		
第29条 (他の機関との連携) 市は、自治の確立のため、国及び大阪府と協力し、適切に役割を分担することにより、課題の解決に取り組むものとする。 2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。	なし	なし	<p>【修正なし】 ・引き続き多様な関係機関と連携を進めること。</p>		
第30条 (条例の推進) 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進を図ること並びにその運用及び推進に関する検証を行うことを目的とする委員会を設置するものとする。	なし	なし	<p>【修正なし】 ・住民自治の確立のため、議会の役割と責務、執行機関の役割と責務をそれぞれ再認識し、基本理念に沿った自治の確立に努めること。 ・職員の自治基本条例の認知度が低かったことを踏まえ、認知度の向上に努めること。 ・市民が自治の主体であることを再認識するよ自治基本条例の推進を行うとともに、地域活動や市政への参画につながるよう取組みに努めること。</p>		
第31条 (条例の見直し) 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。	なし	なし	<p>【条文改正】 ・範囲において ⇒ 期間ごとに</p>		